

泉大津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号 事業に要する費用の額の算定等に関する基準を定める要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項及び第2項並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の2第1項第1号の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）、及び泉大津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年泉大津市公告第5号）で使用する用語の例による。

(指定訪問型サービス及び指定通所型サービスに要する費用の額)

第3条 指定訪問型サービス及び指定通所型サービスに要する費用の額は、第5条に規定する1単位の単価に別表第1に定める単位数を乗じて算定するものとする。この場合において、当該費用の算定については、同表に掲げるもののほか、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防支援に要する費用の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号。以下「報酬改定前の基準」という。）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知。以下「留意事項」という。）に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年度厚生労働省告示第127号）及び留意事項の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

(介護予防ケアマネジメントに要する費用の額)

第4条 介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、次条に規定する1単位の単価に別表第2に定める単位数を乗じて算定するものとする。この場合において、当該費用の算定については、同表に掲げるもののほか、報酬改定前の基準及び留意事項に準ずるものとする。

(1単位の単価)

第5条 第1号事業支給費の額の算定に要するサービス区分の1単位の単価は、次に掲げる額とする。

- (1) 指定訪問介護相当サービス 10.42円
- (2) 指定通所介護相当サービス 10.27円
- (3) 指定訪問型サービスA 10.42円
- (4) 介護予防ケアマネジメントA 10.42円
- (5) 介護予防ケアマネジメントC 10.42円

(端数計算)

第6条 第3条及び第4条に規定する費用の額を算定する場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(第1号事業支給費の支給割合)

第7条 第1号事業支給費の支給割合は、次に掲げる割合とする。

- (1) 指定訪問型サービス及び指定通所型サービス 100分の90
- (2) 介護予防ケアマネジメント 100分の100

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）に係る第1号事業支給費について、前項第1号の規定を適用する場合は、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について、第1項第1号の規定を適用する場合は、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第8条 第1号事業支給費の支給限度額は、次に定めるところによる。

- (1) 居宅要支援被保険者に係る支給限度額（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）は、法第55条第1項の規定により算出した額とする。
- (2) 事業対象者に係る支給限度額（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算出した額とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業費の支給)

第9条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービスに相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額の支給については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2、第29条の3及び附則第22条の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額の算定等に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公告の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公告の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

訪問型サービス及び通所型サービス支給費単位数

1 訪問介護相当サービス費

利用者に対して、指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が指定訪問型介護相当サービスを行った場合に、それぞれ以下に掲げる単位数を算定するものとする。

(1) 訪問型サービス費Ⅳ 267単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき・週1回程度の利用・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）

(2) 訪問型サービス費Ⅰ 1,172単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の利用・月5週ある場合などで月5回以上のサービスを行った場合）

(3) 訪問型サービス費Ⅴ 271単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき・週2回程度の利用・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合）

(4) 訪問型サービス費Ⅱ 2,342単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の利用・月5週ある場合などで月9回以上のサービスを行った場合）

(5) 訪問型サービス費Ⅵ 286単位

（事業対象者・要支援2 1回につき・週2回を超える程度の利用・1月の中で全部で12回までのサービスを行った場合）

(6) 訪問型サービス費Ⅲ 3,715単位

（事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の利用・月5週ある場合などで月13回以上のサービスを行った場合）

(7) 初回加算 200単位（1月につき）

(8) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

(9) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×137/1,000

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×100/1,000

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） + 所定単位×55/1,000

エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） +（ウ）の90/100

オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） +（ウ）の80/100

(10) 介護職員等特定処遇改善加算

ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×63/1,000

イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×42/1,000

注1 (1)から(6)までについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。なお、現に従事している者に限ることとし、また、本減算は平成30年度末までの取扱い

とする。

注2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において(1)から(10)までを算定しない。

注3 (7)の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における初回加算の取扱いに準ずる。

注4 (8)の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注5 (1)から(6)までについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。

なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。

注6 (9)について、所定単位数は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計とする。

なお、エ及びオについては、給付において廃止される同時期において廃止する。

注7 (10)について、所定単位数は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計。算定に当たるたつては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たつては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において、特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、アかイのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注8 (9)及び(10)は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 通所介護相当サービス費

利用者に対して、指定通所介護相当サービス事業所の介護職員等が指定通所介護相当サービスを行った場合に、それぞれ以下に掲げる単位数を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たつては、以下に掲げる他は、留意事項に準ずるものとする。

(1) 通所型サービス費1回数 380単位

(事業対象者・要支援1 1回につき・週1回程度の利用・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)

(2) 通所型サービス費1月包括 1,655単位

(事業対象者・要支援1 1月につき・週1回程度の利用・月5週ある場合などで月5回以上のサービスを行った場合)

(3) 通所型サービス費2回数 391単位

(事業対象者・要支援2 1回につき・週2回程度の利用・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合)

(4) 通所型サービス費2月包括 3,393単位

(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回程度の利用・月5週ある場合などで月9回以上のサービスを行った場合)

(5) 生活機能向上グループ活動加算 100単位(1月につき)

(6) 運動器機能向上加算 225単位(1月につき)

(7) 栄養改善加算 150単位(1月につき)

(8) 口腔機能向上加算 150単位(1月につき)

(9) 選択的サービス複数実施加算

ア 選択的サービス複数実施加算 (I)

- ① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位 (1月につき)
- ② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位 (1月につき)
- ③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位 (1月につき)

イ 選択的サービス複数実施加算 (II)

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位 (1月につき)

(10) 事業所評価加算 120単位 (1月につき)

(11) サービス提供体制強化加算

ア サービス提供体制強化加算 (I) イ

- ① 事業対象者・要支援1 72単位 (1月につき)
- ② 事業対象者・要支援2 144単位 (1月につき)

イ サービス提供体制強化加算 (I) ロ

- ① 事業対象者・要支援1 48単位 (1月につき)
- ② 事業対象者・要支援2 96単位 (1月につき)

ウ サービス提供体制強化加算 (II)

- ① 事業対象者・要支援1 24単位 (1月につき)
- ② 事業対象者・要支援2 48単位 (1月につき)

(12) 生活機能向上連携加算 200単位 (1月につき)

(13) 栄養スクリーニング加算 5単位/回 (6月に1回を限度とする。)

(14) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位 $\times 59 / 1,000$

イ 介護職員処遇改善加算 (II) + 所定単位 $\times 43 / 1,000$

ウ 介護職員処遇改善加算 (III) + 所定単位 $\times 23 / 1,000$

エ 介護職員処遇改善加算 (IV) + (ウ) の $90 / 100$

オ 介護職員処遇改善加算 (V) + (ウ) の $80 / 100$

(15) 介護職員等特定処遇改善加算

ア 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位 $\times 12 / 1,000$

イ 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位 $\times 10 / 1,000$

注1 (1)から(4)までについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に $70 / 100$ を乗じる。

注2 (1)から(4)までについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に $70 / 100$ を乗じる。

注3 (1)から(4)までについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注4 (1)から(4)までについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に指定通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

(1)及び(2) 376単位

(3)及び(4) 752単位

注5 (5)の算定要件については、平成30年度介護報酬改定前の介護予防通所介護における生活機能向上グループ活動加算の取扱いに準ずる。

注6 (5)及び(6)における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言

語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7 (6)の算定要件については、平成30年度介護報酬改定前の介護予防通所介護における運動器機能向上加算の取扱いに準ずる。

注8 (7)の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。

注9 (8)の算定要件については、平成30年度介護報酬改定前の介護予防通所介護における口腔機能向上加算の取扱いに準ずる。

注10 (9)の算定要件については、平成30年度介護報酬改定前の介護予防通所介護における選択的サービス複数実施加算の取扱いに準ずる。

注11 (10)の算定要件については、平成30年度介護報酬改定前の介護予防通所介護における事業所評価加算の取扱いに準ずる。

注12 (11)の算定要件については、平成30年度介護報酬改定前の介護予防通所介護におけるサービス提供体制強化加算の取扱いに準ずる。

注13 (12)について運動器機能向上加算(6)を算定している場合は、100単位(1月につき)。算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注14 (13)の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

注15 (14)について、所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計とする。なおエ及びオについては、給付において廃止される同時期において廃止する。

注16 (15)について、所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする。なお、アかイのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注17 (11)、(14)及び(15)は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 訪問型サービスA事業費

利用者に対して、別に定める基準に適合している指定訪問型サービスA事業所の従事者等が別に定める基準に規定する指定訪問型サービスAを行った場合に、それぞれ以下に掲げる単位数を算定するものとする。

(1) 訪問型サービスA 1回数 213単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・週1回程度の利用・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)

(2) 訪問型サービスA 1月包括 937単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の利用・月5週ある場合などで月5回以上のサービスを行った場合)

(3) 訪問型サービスA 2回数 216単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・週2回程度の利用・1月の中で全部

で8回までのサービスを行った場合)

- (4) 訪問型サービスA 2月包括 1, 873単位
(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の利用・月5週ある場合などで月9回以上のサービスを行った場合)
- (5) 訪問型サービスA 3回数 228単位
(事業対象者・要支援2 1回につき・週2回を超える程度の利用・1月の中で全部で12回までのサービスを行った場合)
- (6) 訪問型サービスA 3月包括 2, 972単位
(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の利用・月5週ある場合などで月13回以上のサービスを行った場合)

注1 指定訪問型サービスAは、高齢者に対し日常生活に必要な家事等の生活支援を行うものとし、そのサービス提供時間の目安は、1回1時間程度とする。

注2 (1)から(6)までについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、当該費用の算定に関しては、泉大津市独自基準に係る部分を除き、留意事項に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

別表第2 (第4条関係)

介護予防ケアマネジメント支給費単位数

1 介護予防ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)

利用者に対してケアマネジメントA支援を行い、かつ、月の末日において、泉大津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年泉大津市公告第5号)第8条の規定に基づき依頼届出書を提出しているケアマネジメント事業者について、それぞれ以下に掲げる単位数を算定する。

- (1) ケアマネジメントA費(1月につき) 431単位
- (2) 初回加算 300単位
- (3) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注1 (1)の算定は、事業対象者、要支援1及び要支援2を対象とする。

注2 (2)については、ケアマネジメントA事業所において、新規に計画を作成する利用者に対しケアマネジメントA支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

注3 (3)については、利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

2 介護予防ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)

利用者に対してケアマネジメントC支援を行い、かつ、月の末日において、泉大津

市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第8条の規定に基づき依頼届出書を提出しているケアマネジメント事業者について以下に掲げる単位数を算定する。

(1) ケアマネジメントC費（初回のみ） 431単位

注1 (1)の算定は、一般介護予防事業・住民主体の活動等のみを利用する事業者、要支援1及び要支援2を対象とする。